○経済産業省告示第百九十三号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年法律第十八号）第二十条第一項の規定に基づき、平成二十二年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針が定められたので、同条第三項の規定に基づき、その要旨を公表する。

平成二十二年八月二十七日

経済産業大臣　直嶋　正行

平成二十二年度中小企業者等に対する特定補助金等の交付の方針の要旨

中小企業の創意ある成長発展により経済の活性化を図るためには、中小企業の新技術を利用した新たな事業活動を支援することが重要である。

とりわけ現在、次代を担う新産業の創出を推進する観点から、国等が、中小企業へ向けた研究開発経費の支出の機会の増大を図り、当該研究開発成果の事業化を支援することの必要性が一層高まっている。

このような認識に立ち、国は、平成二十二年度における中小企業者及び事業を営んでいない個人（以下「中小企業者等」という。）に対する中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律（平成十一年三月三十一日法律第十八号）第二条第九項に規定する特定補助金等の同法第二十条第一項の規定に基づく交付の方針を次のとおり定め、国等の特定補助金等の交付に当たり、予算の適正な使用に留意しつつ、中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るよう努める。

一　中小企業者等向け支出目標

国等は、平成二十二年度予算における国等の特定補助金等の交付金額のうち、中小企業者等に対して支出する額が、約四百三十五億円となるよう努めるものとする。

二　中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図るための措置

国等は、中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大を図る観点から、平成二十二年度において、次の措置により、各府省間の連携、中小企業者等への制度の周知、中小企業者等にとって分かりやすく利用しやすい制度運用等を進めていくこととする。

1　中小企業技術革新制度連絡会議の活用

国は、中小企業者等に対する特定補助金等の支出の機会の増大が効果的に行われるよう、中小企業技術革新制度連絡会議を活用し、特定補助金等を有する省その他関係する府省との意見交換、連絡調整を行い、制度の充実に努める。

2　中小・ベンチャー企業を対象とする段階的競争選抜方式の導入

国は、研究開発成果の事業化の拡大及び国等からの調達の拡大を図る観点から、国等の調達ニーズを踏まえた技術開発課題を設定の上、段階ごとに質の高い競争選抜を行う段階的競争選抜方式による「ＳＢＩＲ技術革新事業」等を実施する。

また、国は、研究開発成果の事業化を円滑化する観点から、本事業における研究開発の初期段階からの事業化計画の策定支援等を含め、研究開発と事業化に対する一体的な支援を行うとともに、本事業で採択された中小企業者の事例を紹介・公開するなど、段階的競争選抜方式の普及・拡大に努める。

国等の調達機関は、第四期科学技術基本計画の策定に向けた議論や一部の省庁において既に先導的に実施されている補助事業等の参考事例を踏まえつつ、自らの機関における補助事業等に対する同方式の導入等の可能性について検討し、結論を得る。

3　特定補助金等の交付に関する情報の提供等

ア　国等は、特定補助金等の交付に関する情報を始めとする中小企業技術革新制度に係る情報を、中小企業技術革新制度特設サイト（以下「ＳＢＩＲ特設サイト」という。）より提供し、中小企業者等が、当該情報をワンストップで入手できるようにするとともに、ＳＢＩＲ特設サイトの中小企業者等への広報や利便性の向上に努める。

イ　中小企業技術革新制度への中小企業者等の積極的な参加を促進するため、国等は、可能な限り速やかに、すべての特定補助金等の一覧表、それぞれの特定補助金等の制度概要並びに特定補助金等として定められた補助金等の過去の採択テーマ及び採択企業に係る情報を取りまとめ、個人情報や企業秘密の保護等に配慮しつつ、ＳＢＩＲ特設サイトへの掲載、電子メールを活用した情報発信、パンフレットの配布、セミナーの開催等により、中小企業者等に対し提供する。

その際、地方支分部局、商工会議所その他の機関を幅広く活用し、地方公共団体とも協力しつつ、取りまとめた情報が広く中小企業者等に提供されるよう努める。

さらに、平成二十三年度に特定補助金等として指定される予定の事業について、平成二十二年度に取りまとめ、ＳＢＩＲ特設サイトにて公表する。

ウ　国等は、研究開発補助金等の申請等の手続等をインターネットを経由して共通に処理する「府省共通研究開発管理システム（ｅ－Ｒａｄ）」において、対象となる事業に係る公募情報一覧のうち特定補助金等に該当する事業について、当該事業が特定補助金等である旨（「ＳＢＩＲマーク」）を表示するとともに、ＳＢＩＲ特設サイトにおいて、特定補助金等の公募情報等を公表することにより、中小企業技術革新制度への中小企業者等の積極的な参加を促進する。

エ　国等は、特定補助金等の申請書類については、中小企業者等の便宜のため、地方支分部局、地方公共団体、中小企業団体等における窓口、インターネット上等から入手できるよう措置する。

オ　国等は、中小企業者等による特定補助金等に係る研究開発成果を利用した新たな事業活動を支援するため、各特定補助金等ごとの趣旨等を踏まえつつ、中小企業者等に行わせるべき経済的ニーズや社会的ニーズに適合した技術開発の分野に応じた技術開発課題を提示するよう努める。

カ　国等は、特定補助金等に応募しようとする中小企業者等の参考となるよう、過去の応募件数、過去の採択件数等を開示し、また、中小企業者等に技術開発課題を提案させる特定補助金等については、提案例を示す。

さらに、特定補助金等の申請をした中小企業者等に対して、当該申請に係る評価結果の理由を説明するよう努める。

キ　国等は、中小企業者等が中小企業技術革新制度を活用する上で必要となる情報の収集を円滑に行うことができるようにするため、大学等の研究機関に対して研究成果の開示等を行うよう働きかけることや、中小企業者等に対して異分野の中小企業者等その他の事業者等との連携を促進することで、大学等の研究機関及び異分野の中小企業者等その他の事業者等と中小企業者等との連携の機会を拡大するよう努める。

4　公募等に対する十分な準備期間の確保

中小企業者等が公募に際して十分な準備期間が与えられるよう、国等は、公募情報の事前通知や一定の公募期間を確保することとする。

5　十分な事業実施期間の確保

中小企業者等が十分に研究開発を実施できるよう、国等は、できるだけ早期に公募を開始するなど、事業実施期間の確保に努める。

6　申請手続の簡素化等

中小企業者等の負担軽減のため、国等は、特定補助金等に関して、申請書類の記入例の提示等を行うとともに、申請手続の簡素化・共通化等申請手続の負担の軽減のための方策について中小企業技術革新制度連絡会議等を通じて検討を進める。

7　外部評価の積極的活用

国等は、特定補助金等の申請内容の評価において、一層の公正を図るため、外部評価を活用することとする。

8　特定補助金等の執行の弾力化

国等は、研究開発の特性を踏まえ、研究開発の進ちょくに合わせた特定補助金等の執行の弾力的な運用を可能とするため、翌年度に繰り越して使用できる繰越明許費の活用を図る。

また、特定独立行政法人等である独立行政法人は、特定補助金等の交付について、年複数回公募・採択、概算払（前払）の実施や、必要に応じた事業年度を超える交付を行うよう努める。

9　中小企業者等の自主的努力の支援

国等は、特定補助金等の交付を受け、新技術に関する研究開発を行うことに意欲的な中小企業者等の能力向上に資するよう、中小企業者等の相談に応じ、申請に関する手続等について情報を提供する等必要な指導に努める。このため、特定補助金等の担当部局を明確にするとともに、地方支分部局を活用する等により中小企業者等からの相談に円滑に対応できるよう努める。

三　中小企業者等による特定補助金等に係る研究開発成果を利用した新たな事業活動の支援措置

国等は、中小企業者等による特定補助金等に係る研究開発成果を利用した新たな事業活動を支援するため、平成二十二年度において、次の措置により、支援機関に対する情報提供、各府省間の連携、研究開発成果の市場への普及等を進めていくこととする。